

阿久根市宿泊事業者事業継続支援給付金事業（第2期）

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を受け、宿泊客数が減少し、事業活動に支障が生じている市内宿泊事業者の事業の継続を支援するため、阿久根市宿泊事業者事業継続支援給付金（第2期）を交付します。

交付対象者

次の要件をすべて満たす方

- ① 市内宿泊事業者（※）であること。

〔※市内宿泊事業者とは… 市内で旅館業法第3条第1項の許可を受けて同法第2条第1項に規定する旅館業（同条第4項に規定する下宿営業を除く。）を営む者または住宅宿泊事業法第3条第1項の届出をして同法第2条第3項に規定する住宅宿泊事業を営む者。ただし、市が所有する宿泊施設を運営する者を除く。〕

- ② 市税を滞納していないこと。
- ③ 阿久根市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団または同条第2号に規定する暴力団員もしくはこれらと密接な関係を有している者でないこと。
- ④ 令和4年4月1日時点で現に市内宿泊事業者として事業を営んでおり、事業の継続の意思があること。

給付金の額

市内宿泊施設1施設につき、基本額と加算額を合計した額（①+②）を交付します。（※給付金の交付は1施設につき1回限りです。）

- ① 基本額 30万円
- ② 加算額 客室数×2万円

申請に必要なもの

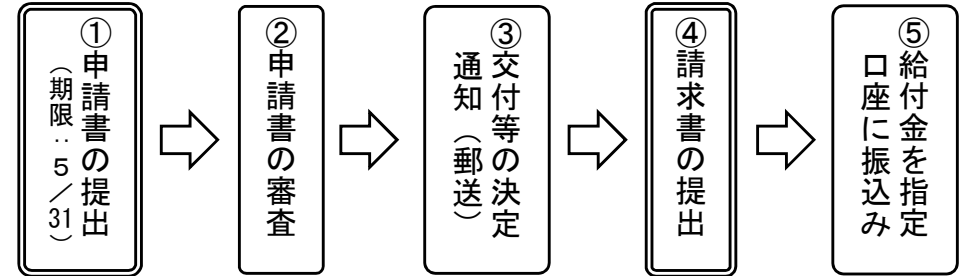
- ① 阿久根市宿泊事業者事業継続支援給付金（第2期）交付申請書
- ② 旅館業の営業許可証または住宅宿泊事業の届出住宅標識の写し
- ③ 客室数わかる見取り図等
- ④ その他市長が必要と認める書類

※ 前回給付金の交付を受けた方で、事業の形態及び施設の規模に変更がない場合は、②③の書類の提出は不要です。

申請期間

令和4年4月1日（金）から令和4年5月31日（火）まで

申請から交付までの流れ



次の点にご留意ください

- ・ 給付等の決定に係る審査にあたり、必要な報告や資料の提出を求めたり、宿泊施設の立入調査を行うことがあります。
- ・ 偽りその他不正な手段により給付金の交付を受けた場合は、給付金を返還していただきます。

申請及び問合せ先

阿久根市商工観光課観光推進係
電話：0996-73-1114（直通）